

産廃施設の設置に関する指導要綱

改正 平成19年7月2日

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項及び5項に規定する産業廃棄物（以下「産廃物」という。）の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者が、その事業の用に供する施設（以下「産廃施設」という。）を設置し、又はその事業を変更しようとする際に講じるべき事項を定めることにより、産廃施設の設置等に係る紛争の予防を図ることを目的とする。

(同意)

第2条 法第14条第1項の規定による許可を受けようとする者（産廃物の積替え又は保管を行う者に限る。以下「設置者という。」）は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 産廃施設を設置しようとする敷地に隣接する土地の所有者とその他当該土地を使用する権原を有するもの（国及び地方公共団体を除く。）
- (2) 産廃施設を設置しようとする敷地を包括する区域に存する地方自治法第260条の2第1項に規定する団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 設置者は、産廃施設を設置する前に、前項各号に掲げる者が産廃施設の設置を同意した旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる者について準用する。

- (1) 法第14条第6項の規定による許可を受けようとする者
- (2) 法第14条の2第1項の規定による許可を受けようとする者（産廃物の積替え若しくは保管又は処分を行う者に限る。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則という。」）第10条の10第1項第4号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとする者
- (4) 法第14条の4第1項の規定による許可を受けようとする者（産廃物の積替え又は保管を行う者に限る。）
- (5) 同条第6項の規定による許可を受けようとする者
- (6) 法第14条の5第1項の規定に許可を受けようとする者（産廃物の積替え若しくは保管又は処分を行う者に限る。）
- (7) 規則第10条の23第1項第4号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとする者

4 次に各号に掲げる者は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の書類にそれぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 設置者 規則第9条の2第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 前項第1号の者 規則第10条の4第1項各号(第9号を除く。)に掲げる事項
- (3) 前項第2号の者 規則第10条の9第1項各号(第8号を除く。)に掲げる事項
- (4) 前項第3号の者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名, 規則第10条の10第1項第4号, 第5号又は第6号に掲げる事項
- (5) 前項第4号の者 規則第10条の12第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (6) 前項第5号の者 規則第10条の16第1項各号(第9号を除く。)に掲げる事項
- (7) 前項第6号の者 規則第10条の22第1項各号(第8号を除く。)に掲げる事項
- (8) 前項第7号の者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名, 規則第10条の23第1項第4号, 第5号又は第6号に掲げる事項

付 則

この要綱は, 平成11年1月26日から施行する。

付 則 (平成19年7月2日)

この要綱は, 決定の日から施行する。